

保護者のみなさまへ 平成24年度就学援助費について

嘉手納町では、小中学生の保護者が経済的理由により、義務教育に必要な学費や修学旅行費等にお困りの場合、援助費を支給する制度があります。

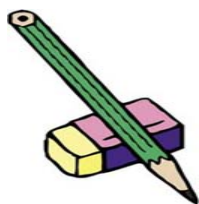


1 援助費を受けることのできる方

- (ア) 生活保護法に規定する要保護者
- (イ) 生活保護法による保護を受けてないが、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方（非課税世帯）
(所得申告をしていない方は援助を受けられませんので、ご注意ください。)

※前年度から引き続き援助費支給の申請をされる保護者で、前年度分の校納金が未納の場合は、一時保留になることがありますのでご了承ください。

2 給付の種類



(ア)学用品費等
修学旅行等
(該当学年のみ)



(イ)医療費



(ウ)PTA会費
クラブ費
生徒会費

※生活保護法による教育扶助を受けている方は、上記(ア)学用品費等のうち修学旅行費及び(イ)医療費についてのみ給付の対象となります。

3 申請の手続き

援助費を希望する方は、学校（幼稚園）または教育総務課より申請用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ住民票謄本（特別）及び平成23年度所得証明書（世帯用）を添えて学校（園）長または教育総務課へ提出してください。

- 祖父母等と同居している場合は、住民票が別でも同一世帯とみなしますので祖父母等の分も提出してください。
- 生活保護を受けている方は「申請書」及び「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票」のみを提出してください。（住民票及び課税証明書は不要）

4 提出期限 平成24年2月7日（火）（受付開始は、1月からです。）

※ 提出期限厳守



詳しくは、下記へお問い合わせください。

教育委員会・教育総務課	956-1111（内線254）
屋良小学校	956-2214
嘉手納小学校	956-2264
嘉手納中学校	956-2263